

判決年月日	平成 2 7 年 4 月 1 3 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成26年（行ケ）第10219号		
○ 発明の名称を「管状格子パターンを有するゴルフボール」とする特許について、審決の一致点及び相違点の認定に誤りがあるとして、審決が取り消された事例。			

（関連条文）特許法29条2項

（関連する公報番号等）特許第3924467号，無効2014－800007，米国特許第4991852号明細書，特開平7－289662号公報

1 事案の概要等

被告は，標記特許権（特許第3924467号）の特許権者である。原告が無効審判請求（無効2014－800007）をしたのに対し，特許庁が不成立審決をしたため，原告が提訴した。

原告は審決の一致点及び相違点の認定の誤り並びに容易想到性の判断の誤りを主張した。

2 裁判所の判断

裁判所は，審決は一致点及び相違点の認定を誤ったものであるとして審決を取り消す旨の判断をした。

審決は，本件発明1が，内側球体と内側球体表面から延びる格子構造を備えるものであるのに対して，甲第1号証発明（米国特許第4991852号明細書）又は甲第10号証発明（特開平7－289662号公報）は，本件訂正明細書の背景技術として示されているような，ボール表面にディンプル，すなわち，窪みを形成したものであり，両者の構造や概念は，全く異なるものであるとした上で，本件発明1と甲第1号証発明ないし甲第10号証発明の一致点はゴルフボールである点のみであるとし，その余の点は全て相違点である旨認定した。

しかし，甲第1号証から正しく認定できる甲1'発明と本件発明1とは「表面を有する球体と，前記球体の表面に形成された格子構造であって，該格子構造は複数の相互に連結した格子部材からなり，各格子部材は第1の窪み部分と第2の窪み部分と，前記第1の窪み部分と第2の窪み部分との間に設けられた隆起部分を有する第1及び第2の窪み部分が曲線である断面を持ち，前記隆起部分は頂部を有し，前記相互に連結された格子部材の頂部はゴルフボールの最外部であり，前記複数の格子部材は互いに辺を共有して連結された複数の六角形状の領域を形成しているゴルフボール。」との点で一致する。

そして，相違点は，以下のとおり認定できる。

相違点① 格子構造について着目すると，本件発明1の格子構造は4.06cm～4.32cmの範囲を有する内側球体の表面から延びる格子構造であるのに対し，甲1'発明の格子構造は，球体の表面から窪んだ格子構造である点，において相違する。

相違点② 格子部材の断面に着目すると，本件発明1の格子部材は，第1の凹部分と第2の凹部分と凸部分を有する曲線の断面を持ち（すなわち，二つの凹部分と凸部分が曲線で形

成されている。）、格子部材の底部から前記頂部までの距離が0.0127 cm～0.0254 cmの範囲であり、第1の凹部分と第2の凹部分は0.38 cm～0.51 cmの範囲の曲率半径を持ち、凸部分は0.07 cm～0.0889 cmの曲率半径を持つ、ディンプルを伴わないゴルフボールであるのに対し、甲1' 発明の格子部材は、第1及び第2の凹状表面窪み部分が曲線である断面を持ち、各格子部材の底部から前記頂部までの距離が0.002 インチ～0.014 インチの範囲であることは特定されるものの、各部分の曲率半径は不明であり、第1及び第2の凹状表面窪みと非窪み部分の間は曲線の断面ではない点、において相違する。

相違点③ 格子部材の球の表面方向の形状に着目すると、本件発明1の格子部材は、複数の六角形状の領域と、複数の五角形状の領域とを形成し、前記複数の五角形状の領域は前記複数の六角形状の領域の一部と互いに辺を共有して連結されているのに対し、甲1' 発明の格子部材は複数の六角形の領域は形成しているものの、五角形状の領域については特定がない点、において相違する。

したがって、審決の本件発明1と甲第1号証記載の発明の一致点及び相違点の認定には誤りがある。そして、この誤りは、本件発明1につき、甲第1号証発明記載の発明に基づいて当業者が容易になし得たものとはいえないとした審決の判断の結論に影響を及ぼす可能性がある。そうすると、本件においては、両当事者による前記の相違点①ないし③の存在を前提とした主張立証が尽くされているとはいえない以上、審決を取り消した上で、審判において上記の点の審理を行うべきである。

本件発明1と甲第10号証発明についても、一致点及び相違点の認定に誤りがあるから、上記と同様の理由により、審決を取り消すべきである。